



答 申 第 1 号  
令和2年3月16日

豊 島 区 長 高 野 之 夫 様

豊島区民間保育所事業者選定審査会

会 長 箕 輪 潤 子



令和元年11月18日付諮問第1号により諮問された豊島区立駒込第二保育園運営事業予定者の選定に係る調査審議の結果について、以下のとおり答申する。

記

- 1 事業予定者について、次の法人を事業予定者として選定する。

社会福祉法人 若草保育園

付帯意見、選定経緯及び審査講評は別紙のとおり。

## 別紙) 付帯意見

- (1) 社会福祉法人 若草保育園は、駒込第二保育園保護者、駒込第二保育園職員及び豊島区保育課との間で、緊密な協議を継続すること。
- (2) 社会福祉法人 若草保育園は、駒込第二保育園の今日に至るまでの保育の実績を十分評価し、その良さを活かしつつ新しい保育の創造に努めること。
- (3) 保育所保育指針に基づき、子どもが主体的に活動できる保育環境の整備に努め、子どもの自主性・主体性を尊重した保育を行うこと。
  - ・ 特に、乳児、1歳以上3歳未満児の保育については、受容的かつ応答的なかかわりや、子どもの人権（プライバシーへの配慮等）を、より意識した保育を実践すること。
  - ・ 日々の生活の流れや行事については、基本的に駒込第二保育園の考え方や方法を引き継ぐこと。特に行事については、将来的に変更する場合、一人一人の子どもの発達や状況を踏まえ、子どもにとって無理のないもの、日々の遊びや生活と繋がったものとして考えること。
  - ・ 園庭等の戸外環境や地域環境の活用にあたっては、駒込第二保育園の経験と実践に学びつつ、若草保育園の豊かな自然環境下での保育経験を活かして、豊かな活動が展開できるように努めること。
- (4) 柔軟で創造的な保育の実践を目指して、園内研修の充実に努め、保育者の資質向上を図ること。
- (5) 現に駒込第二保育園に通う園児及び保護者、地域の要望に耳を傾け、園児や保護者、地域に寄り添った運営に努めること。

## 豊島区駒込第二保育園運営事業予定者選定経過及び審査講評

### 1. 豊島区民間保育所事業者選定審査会

下記委員により構成する豊島区民間保育事業者選定審査会を開催して選定した。

<委員名簿>

	氏名	所属等
会長	箕輪 潤子	武蔵野大学教育学部 准教授
委員	善本 眞弓	東京成徳大学子ども学部 教授
委員	金子 智雄	豊島区政策経営部長 (第2回選定審査会まで)
委員	小澤 弘一	豊島区政策経営部長 (第3回選定審査会から)
委員	近藤 正仁	豊島区施設整備担当部長
委員	田中 真理子	豊島区子ども家庭部長

### 2. 審査会開催経過

回	審査会等	開催年月日	審議内容
1	第1回審査会	令和元年11月18日	委員の委嘱、会長選出、事業者選定の諮問、公募要項案検討、審査方法等
2	第2回審査会	令和元年12月2日	公募要項及び審査基準・評定基準の決定
3	第3回審査会	令和2年2月3日	第一次審査(財務内容、東京都指導検査内容、提案資料審査、評定)
4	運営施設視察	令和2年2月20日	第二次審査対象2法人運営施設及び駒込第二保育園の視察
5	第4回審査会	令和2年3月5日	第二次審査(委員意見開陳、対象法人プレゼンテーション・ヒアリング、評定)

### 3. 審査経過

#### (1) 第一次審査

##### ①選定事業者数

期限内にプロポーザル参加の表明があった応募事業者4法人の中から二次審査(施設視察、プレゼンテーション)の対象とする2法人を選定した。

##### ②審査方法

4法人の事業者名を伏せて匿名(A~D)として審査を行った。

審査は、各法人から提出された財務関係書類について公認会計士による分析結果と、各法人に対する東京都の指導検査の実施結果内容についての審査をそれぞれ行い、以上の審査内容を踏まえて、提出書類をもとに次の観点から第一次審査の総合的な評価を行った。

- ア. 法人運営の理念
- イ. 既設施設の運営状況
- ウ. 提案事項内容
- エ. 事業の実現性

最終的に各委員による評価結果を点数化して、得点が上位にある2法人(B、C)を選定した。

## (2) 第二次審査

①第一次審査を経た2法人のうち、1法人を選定した。

### ②審査方法

2法人が現在運営している施設の視察を行うとともに、駒込第二保育園保護者からの意見・要望も参考にしながら、法人代表者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

ただし、プレゼンテーション審査前に、B法人より辞退の申し入れがあり、プレゼンテーション審査はC法人についてのみ行った。

以上の結果を踏まえて総合的な審査を行い、各委員の意見開陳、意見交換を経て最終評価を行った。

最終評価は、以下の項目について各委員の評価結果を点数化し、高得点を得たC法人(社会福祉法人 若草保育園)を民営化事業予定者として選定した。

- i. 既設施設の運営状況
- ii. 提案事項について(プレゼンテーション結果)
- iii. 第一次・第二次審査全般から事業の実現性

## 4. 審査講評

プロポーザルに応じた各法人は、短期間に膨大な提案資料を提出いただき、感謝と敬意を表する次第である。

提出された提案内容からは、駒込第二保育園運営事業に対する各法人の意欲が感じられた。ことに第二次審査に残ったB法人・C法人は、既存園の保育内容や提案内容にも独自性が見られ、苦心しながら個性的な園運営を実現されており、審査委員一同、学ばされる点が多々あった。またいずれの法人でも、子どもたちの明るくのびのびとした様子が見られた。

B法人は、今回最終審査辞退という結果になったものの、豊島区において複数の民営化園を運営している実績があり、既存園においては地域の保育ニーズに応え、充実した保育環境や子どもへの丁寧な関わりなど、保育への姿勢に共感するところが多々あった。

午睡時の危機管理や施設の安全管理の点で、あともう一步の工夫が望まれる旨の意見が出されたものの、基本的には子どもに寄り添った丁寧な関わりや環境構成が実践

されていた。

しかしながら、事業の実現性において、直近の3会計期間にわたって赤字を計上しており、今年度についても改善の兆候が見られなかったことから、今後の安定した園運営に疑問が持たれた。

C法人は、豊島区で長年保育事業を運営している実績から、職員経験や配置の充実や保育内容に安定感が見られ、法人の培ってきた保育内容や理念にプライドを持っている様子が見られた。一方で、低年齢児の保育、安全面やプライバシー等、最新の保育指針に即した保育への変化に対応しきれていない部分も見られた。ただし、既存園の抱える課題に対する問題意識は見られたため、民営化後において如何に対応できるかに期待が持たれる。

各法人とも駒込第二保育園運営事業への意欲が高く、誠意も感じられたが、最終的に、各委員が総合的に判断して前記項目で評定を行い、評定結果を点数化して得点を出し、その中で最高得点を得たC法人（社会福祉法人 若草保育園）を駒込第二保育園運営事業予定者として選定するに至った。

運営予定事業者として選定されたC法人については、駒込第二保育園の良さを十分に引き継ぎながら、法人の培ってきた経験を活かし、保護者との相互理解の上で、より良い保育の提供に寄与することを期待する。

以上

